

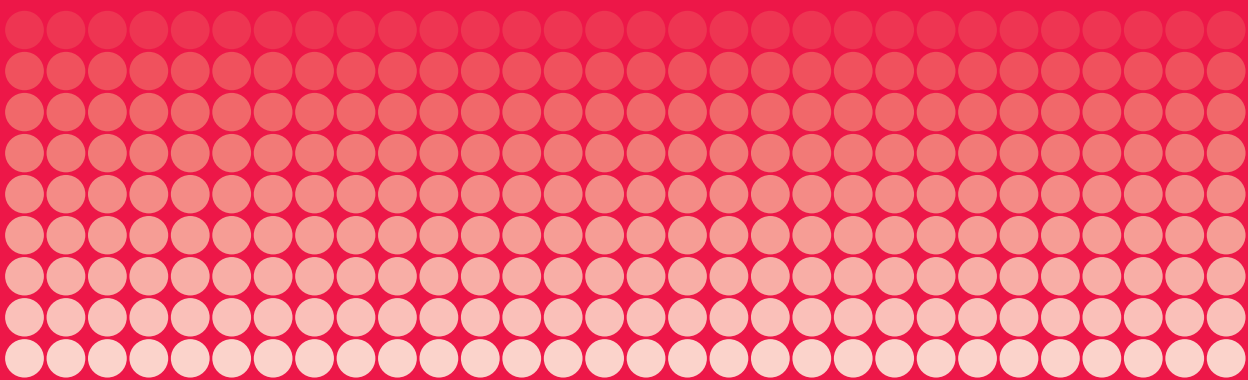
SIPRI

年鑑

2026

軍備の増強
軍備縮小と
国際安全保障

要旨



ストックホルム国際平和研究所

ストックホルム国際平和研究所（SIPRI）は、紛争、軍備、軍備管理、軍縮等について学術研究を行う、独立した国際研究機関である。1966年に設立されたSIPRIは、オープンソースに基づくデータとその分析、専門的な知見を、政策立案者、研究者、メディア、そして関心のある市民に対して提供している。

SIPRI年鑑

SIPRI 年鑑 2026 は、世界の軍事支出、国際武器移転、武器生産、核戦力、武力紛争、多国間平和活動などに関するオリジナルデータと、軍備管理、平和、国際安全保障をめぐる最先端の分析結果を組み合わせで紹介している。

本冊子は「SIPRI 年鑑 2026」の内容を要約し、収録されたデータや分析の一部について提供している。翻訳は早稲田大学 Peace Science@Wasedaプロジェクト（多湖淳研究室）の木村望里、高田理恵、安部真唯子、野田一成、鈴木康生、小林正峰、佐藤督将、吉森結香、山村明日香、和賀隆太郎、尾形恒樹、岡部壮太、立見理彩子、篠原蒼歩、間濑秀康、雨宮共希、高橋一花、高野壮平、近藤慧が行った。また、本冊子は英語で書かれた原版を翻訳したものであるため、原文と若干の差異がみられることがある。相違がある場合は、英語版が優先される。

目次

Part I. 国際安全保障と武力紛争 2025年

1. システム全体の混乱がもたらす課題と平和研究の未来に関する考察	1
2. 武力紛争の世界的動向	2
3. 地域安全保障と紛争の動態	3
4. 和平プロセスと多国間平和活動	4

Part II. 軍事支出と軍備の拡充 2025年

5. 軍事費	6
6. 武器生産と軍事サービス	7
7. 国際的な武器移転	8
8. 世界の核戦力	10
9. ミサイルおよび武装無人航空機の拡散と使用	12

Part III. 不拡散、軍備管理、軍備縮小 2025年

10. 核軍縮・軍備管理・不拡散と安全保障	13
11. 化学兵器と安全保障の脅威	14
12. 生物兵器と健康安全保障上の脅威	15
13. 通常兵器の軍備管理と非人道的兵器の規制	16
14. 人工知能と国際平和・安全保障	17
15. サイバーおよびデジタル技術: 動向、事案およびガバナンス	18
16. 宇宙安全保障ガバナンス	19
17. 軍民両用技術および武器貿易の管理	20

アネックス	22
-------	----



1. システム全体の混乱が もたらす課題と 平和研究の未来に関する考察

カリム・ハガグSIPRI所長

本年版の『SIPRI年鑑』は、研究所の設立60周年という節目に刊行される。激動する世界の変化に60年にわたり向き合い、対応してきたSIPRIにとって、現在の世界安全保障における新たなシステム全体の混乱の時代は、新しい研究課題を突きつけている。現在の平和研究では、次のような極めて複雑な問いに取り組みなければならない。すなわち、現在の混乱を生み出している要因を理解すること、この状況から生じる地政学的・人間の安全保障上の不安を緩和すること、そして平和・安定・安全保障の新たな枠組みを構築するための代替案を提示することである。

新たな戦略環境

この10年間で、世界の戦略環境は根本的に変化した。現在の大国間競争の特徴は、大きく二つの要因によって説明できる。第一に、高度な軍事技術を有する国家同士による大規模な国家間戦争が再び起こるようになったことである。第二に、米国が築いてきた同盟体制が弱体化していることである。ロシアによるクリミア併合とウクライナ侵攻は、ヨーロッパにおける東西対立の再来を意味し、冷戦後に期待されていたロシアをヨーロッパ安全保障秩序へ統合する構想を崩壊させた。同時に、中国の台頭と米中対立の激化は、世界の勢力均衡を大きく変化した。さらに、世界の核秩序を支えてきた三つの柱も弱体化している。すなわち、戦略核兵器管理体制の崩壊、核不拡散体制への圧力の増大、米国による拡大抑止の信頼性低下である。こうした基盤の弱体化は、新たな破壊的軍事技術の登

場や、大国間の強引な競争によってさらに深刻化している。

人間の安全保障への脅威の拡大

過去20年間にわたり、紛争解決を主導してきた自由主義的な平和構築の考え方から、より力の論理や取引を重視する現実主義的なアプローチへと徐々に移行してきた。その典型例が、2025年のドナルド・J・トランプ政権（第2次政権）における米国の「平和外交」である。多国間の平和構築の枠組みが後退し、武力行使を抑制するさまざまな制約が著しく弱まり、それによって人間の安全保障を脅かす紛争関連の危険が増大している。これらの要素が重なり合い、複雑で相互に関連する危機を形成している。

平和研究の新たな課題

今後の平和研究は、次の四つの主要テーマを中心に展開されるべきである。それは、大国間競争を安定化させる方法を探ること、新技術の発展や地政学的分断に対応した新しい軍備管理の枠組みを構築すること、人間の安全保障を脅かし紛争を引き起こす要因を理解し、それに対処すること、将来の戦場や新たな軍事技術がもたらす影響を予測することである。平和研究は、限定的な方向へ偏ることを避けなければならない。例えば、国家安全保障のみを重視する狭い政策目的に従属すること、防衛研究へと吸収されてしまうこと、人間の安全保障を軽視し、「軍事安全保障」のみを重視することなどである。平和研究は、独立した包括的な学問分野として維持される必要がある。その目的は単に紛争を分析・研究することではなく、敵対関係を安定化させ、最終的にはより持続可能な平和の実現を支えることにある。 ●



2. 武力紛争の世界的動向

2025年、世界の武力紛争の状況は、2024年の様相を維持し、複数の地域で大規模かつ持続的な暴力が継続した。武力紛争の発生地点の数は、2024年の50か国から2025年には49か国へとわずかに減少した。これらの国々における戦闘の大半は、依然として他国を相手とするものではなく、政府軍と非国家武装勢力が関与する国内的なものであった。しかしながら、国家間武力紛争の数は2024年の3件から2025年には6件へと倍増し、少なくとも13の国家が関与した。その内訳は、アフガニスタン・パキスタン、カンボジア・タイ、インド・パキスタン、イラン・イスラエル/米国、ロシア/北朝鮮・ウクライナ、そしてコンゴ民主共和国・ルワンダである。ガザにおける戦争は、ある種のグレーゾーンに位置づけられる。というのも、それは国家（イスラエル）と国家樹立を目指す主体との間の、より広範なパレスチナ紛争の一部として分類され得るからである。

紛争関連推定死者数の総計は、2024年の249,000人から2025年には238,000人へと、わずかに（4.2%）減少した。しかしそれでもなお、この数値は一貫したデータが入手可能な2018~2025年の期間において、他のいずれの年よりも高い水準にあった。2025年には、紛争関連推定死者数が10,000人を超える大規模武力紛争が5件あり、2024年より1件多かった。紛争関連推定死者数が1,000~9,999人の高強度紛争の数は、2024年の23件から2025年には20件へと減少した。

精密打撃兵器、人工知能（AI）による標的選定の支援、自律型兵器システム、無人航空機（UAV、すなわちドローン）の群れ（スウォーム）、そしてサイバー作戦は、現在では武力紛争において日常的に用いられており、とりわけ人間による監督をめぐって、多くの倫理的・法的問題を提起している。国際人道法の違反は増加して

2025年における大規模武力紛争と紛争関連推定死者数

発生地点	紛争関連推定死者数	
	2025年	変化率 (%）、 2024~25年
ウクライナ	78 350 ^a	6
スーダン	18 447	11
イスラエル・パレスチナ	16 933	-44
ミャンマー	15 468	-23
ナイジェリア	12 096	22

注: 武力紛争発生地点・イベントデータ

（ACLED）プロジェクトのデータに基づく。他の公開情報源は、一部の事例についてこれより高い死者数を示している。大規模武力紛争とは、紛争関連死者数が10,000人を超えるものを指す。

^a ウクライナの推定死者数には、同地で戦闘するロシア人および北朝鮮人の死者が含まれる。ACLEDのデータによれば、2025年にはロシア国内でさらに1,856人の紛争関連死者がでた。

おり、子ども兵士の徴募、性暴力、飢餓を強いる戦術、医療サービスへの攻撃に関する報告は、禁止された戦闘方法の憂慮すべき増加を示している。強制的な避難もまた、大規模な人道上の課題であり続けている。2025年半ばまでに、約1億1,730万人が避難を強いられており、これは諸紛争がもたらす人的代償を反映している。

2025年に顕在化した武力紛争の世界的動向は、領土征服を禁じる規範が深刻な圧力にさらされていることを示唆している。ウクライナ、中東、南シナ海、そしてその他の地域における併合と占領は、領土は武力によって獲得されえないとする第二次世界大戦後の原則を揺るがしている。この趨勢が放置されるならば、武力行使の禁止が形骸化し、地政学は軍事力による剥き出しの争いへと引き戻されることになるだろう。●



3. 地域安全保障と紛争の動態

地域安全保障と紛争の動態は、国家および人間の安全保障に対する脅威や課題が複雑に絡み合うことによって規定されている。2025年は、世界のすべての主要地域において、武力紛争のエスカレーション、大国間競争、世界秩序の断片化、そして気候変動に起因する不安定化という共通のパターンが見られた。

アメリカ大陸

2025年にアメリカ大陸で顕著に見られた人間の安全保障および国家の安全保障における主な動向としては、中国との大国間競争がこの地域で展開される中、米国が地域覇権の再確立を試みたことが挙げられる。これに伴い、アメリカ大陸全域における経済的・政治的圧力の強化や、ベネズエラへの軍事介入が行われた。もう一つの注目すべき動向は、この地域のいくつかの国において、犯罪グループが国家による暴力の独占や領土の支配に対して挑戦し続けたことである。

アジア・オセアニア

2025年のアジア・オセアニアにおける多様な安全保障環境は、引き続き米中間の戦略的競争の激化によって特徴づけられる。この地域におけるその他の動向としては、多くの国家における軍備増強の継続や、民主主義の衰退や政治的流動性をしばしば引き起こす広範な国内の不安定化などが挙げられる。地域のいくつかの重大なフラッシュポイント（紛争の火種）は、依然として国家間の大規模な武力紛争へとエスカレートするリスクを孕んでおり、例えば2025年5月には、インドとパキスタンの間で異例となる深刻な軍事危機が勃発している。

欧州

2025年の欧州における安全保障の構図

は、主に継続するロシア・ウクライナ戦争によって形作られ、その結果、欧州は紛争による死者数が世界で最も多い地域となった。多くの欧州諸国において、この戦争は国家の優先事項をハードパワーへと再びシフトさせる契機となり、軍事費の急激な増加をもたらしたほか、政治的分断や大国間競争を増幅させた。

中東・北アフリカ

中東・北アフリカは、根深い不安定さを特徴とする地域である。2025年、同地域は世界全体の強制避難民の約5分の1を抱えており、深刻な食料および水不足（不安）に直面している。10月に発効した正式な停戦合意によってガザ戦争における大規模な軍事攻勢は停止したものの、その後の停戦違反は頻発し、かつ深刻なものであった。この戦争は国際法の重大な違反と人道的大惨事をもたらし、ガザの人口の90%が避難を余儀なくされ、2025年末までに報告されたパレスチナ人の死者数は計7万1,000人以上に達した。また、同年の間、イランとイスラエル、およびサウジアラビアとアラブ首長国連邦（UAE）の対立関係も、地域の不安定化と武力紛争を助長した。

サハラ以南アフリカ

サハラ以南アフリカは、相互に関連する人間の安全保障および国家の安全保障上の課題が複雑に絡み合った状況に直面し続けている。これらには、極度の貧困、武力紛争、テロの脅威、気候変動への脆弱性、ガバナンスの脆弱さ、そして域外の国家が影響力や資源を求めて争奪戦を繰り広げる中での激しい地政学的競争などが含まれる。サハラ以南アフリカは、2025年における世界全体の国内避難民の45%以上を抱えており、推定1億6,700万人のアフリカ人が深刻な食料不安に直面するという過去最悪の記録に達した。●



4. 和平プロセスと 多国間平和活動

2025年、和平プロセスは一層断片化し、利己的かつ強引な性格を強めた。包括的で包摂的な和平合意よりも、迅速な合意、停戦、指導者主導の交渉が重視される傾向が強まった。このようなアプローチによって、いくつかの大枠合意は成立したものの、それらはしばしば脆弱で、争点となるものや、不完全なものにとどまっていて、持続的な和解よりも経済的・戦略的利益を優先するものであった。

近年、激化する地政学的対立は、多国間平和活動に大きな影響を及ぼしている。米国はもはや多国間体制を支え続ける意思を示しておらず、2025年には、複数の国連機関からの脱退、拠出金の停止、また国連機関の有効性に対する異議申し立てなど、重要な措置を講じた。中国と欧州連合（EU）は、この役割において米国に取って代わる意思を持たないか、あるいはその能力を欠いている。こうした多国間主義の不作为という状況のなかで、ブラジル、カタール、サウジア

ラビア、トルコ、アラブ首長国連邦

（UAE）などの中堅国は、多国間の安全保障枠組みを代替し、または補完するための行動余地を拡大させる一方、自国の国益を積極的に追求している。

2025年の和平プロセス

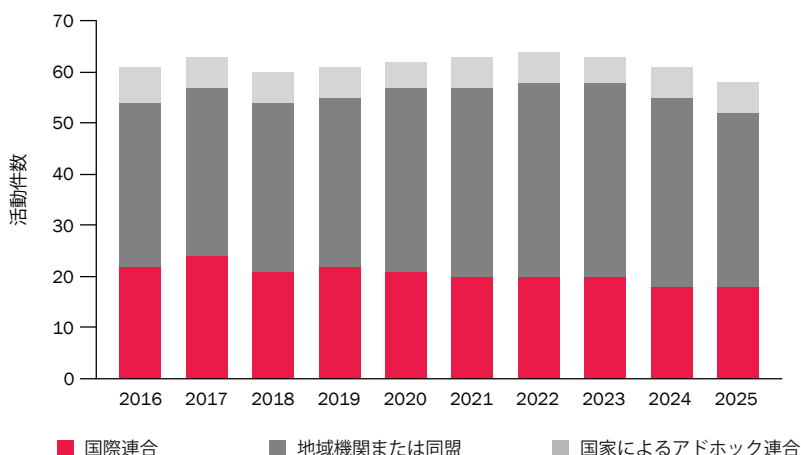
2025年には、アルメニア・アゼルバイジャン、コンゴ民主共和国・ルワンダ、キルギス・タジキスタン、ガザでの戦争など、いくつかの主要な、あるいは長期化した紛争において、部分的な進展や合意が見られた。しかし、履行上の不備や暴力の再燃は、依然として大きなリスクである。

2025年、国連安全保障理事会は、ガザの統治を監督する新たな国際的な移行のための組織として、ドナルド・J・トランプ米大統領が提案した「平和評議会」の設置を承認した。しかし、同評議会の設立憲章には、国連の目的と競合しかねない、はるかに野心的な目標が含まれている。

多国間平和活動

2025年、多国間平和活動は政治的・財政

2016~25年における実施主体別の多国間平和活動



2016~25年における多国間平和活動における国際要員数、地域別

	サハラ以南 アフリカ	中東・ 北アフリカ	欧州	米州	アジア・ オセアニア
2016	110 181	14 351	8 832	5 464	13 975
2017	107 189	14 949	8 649	1 606	15 467
2018	103 528	14 408	8 126	1 433	17 296
2019	97 519	15 082	7 819	275	17 086
2020	94 201	14 615	8 063	304	9 941
2021	88 823	14 289	8 108	301	337
2022	92 594	14 206	7 567	306	311
2023	76 372	14 283	9 215	377	321
2024	69 913	14 498	8 898	828	314
2025	55 229	12 005	9 755	1 336	308

的圧力に直面しただけでなく、合意の低下やミッションの撤退にも直面し、伝統的な平和構築の先行きに厳しい見通しを示すものとなった。2025年に活動中であつた平和活動は58件で、前年より3件少なく、2016年以来初めて60件を下回つた。2025年には、AUソマリア移行ミッション（ATMIS）の後継であるアフリカ連合（AU）ソマリア支援・安定化ミッション（AUSSOM）と、ハイチにおけるギャング鎮圧部隊（GSF）の2件が開始された。また同年末までに、ハイチ多国籍治安支援ミッション（MSS）、欧州安全保障協力機構（OSCE）ミンスク会議が扱う紛争に関するOSCE現職議長個人代表（PRCIO）、コンゴ民主共和国における南部アフリカ開発共同体（SADC）ミッション（SAMIDRC）、および国連イラク支援ミッション（UNAMI）の4件が終了した。

過去10年間で、世界の多国間平和活動に展開された要員数は49%近く減少し、2016年12月の15万2,803人から、2025年12月には7万8,633人となった。2025年の要員数は前年比で1万5,818人減少したが、その主な要因は、平和活動要員の大半が展開されていたサハラ以南アフリカにおける削減である。

過去10年間で、国連の平和維持予算は名目ベースで約79億米ドルから54億米ドル弱へと減少したものの、2025年においても国連は多国間平和活動を展開する主要な組織であり続けた。2025年12月時点で、国連は18件の活動を実施し、展開された全要員の67%を占めていた。しかし、平和活動の大部分は地域機関または同盟によって展開されており、2025年には34件の多国間平和活動を主導した。これは2024年より3件少ない。また国家によるアドホック連合は、2025年に6件の多国間平和活動を実施しており、これは2024年と同数であつた。

過去10年間で、国連の平和維持予算は名目ベースで約79億米ドルから54億米ドル弱へと減少したものの、2025年においても国連は多国間平和活動を展開する主要な組織であり続けた。2025年12月時点で、国連は18件の活動を実施し、展開された全要員の67%を占めていた。しかし、平和活動の大部分は地域機関または同盟によって展開されており、2025年には34件の多国間平和活動を主導した。これは2024年より3件少ない。また国家によるアドホック連合は、2025年に6件の多国間平和活動を実施しており、これは2024年と同数であつた。



5. 軍事費

2025年、世界全体の軍事支出は11年連続で増加し、2.9兆ドルに達した。これは世界の国内総生産（GDP）の2.5%を占める。これによって世界全体の軍事支出は、SIPRIが記録した中で過去最高水準となった。この増加ペースが2025年においてより緩やかになった（実質+2.9%、2024年は+9.7%）のは、軍事支援に対する支出規模を縮小するという米国の政策転換に大きく起因するものである。世界のその他の地域の大半は、急激に軍事費を増加させ続けている。

2025年、地域別の軍事費は、アフリカ（+8.5%で582億米ドル）、アジア・オセアニア（+8.1%で6,810億米ドル）、欧州（+14%で8,640億米ドル）において増加した一方で、南北アメリカでは減少（-6.6%で1兆650億米ドル）、中東ではほぼ横ばいであった（2180億米ドル）。2016年から2025年という10年単位では、いずれの地域においても軍事費は増加している。欧州における平均軍事負担率は上昇し続けており、2024年には2.8%だったところが2025年には3.2%となっている。これは2016年の倍以上の水準である。

米国は依然として世界の中で圧倒的に最大の軍事支出国であり、2025年の軍事費である9,540億米ドル（2024年から7.5%低下）は、世界の総軍事費の33%を占めている。第二の軍事支出国である中国（3,360億米ドル）は世界総額の12%を、第三の軍事支出国であるロシア（1,900億米ドル）は6.6%を占めている。

合算すると、上位15の軍事支出国で2025年の世界の総軍事費の80%を占めた（2兆3,040億米ドル）。上位15の軍事支出国のうち多くは、イスラエルやロシア、ウクライナ、米国とその他北大西洋条約機構（NATO）の数力国を含め、直接的にせよ間接的にせよ、2025年時点でガザやウクライナでの戦争に関係している。軍事費が対GDP比40%に相当するウクライナが、

2025年における軍事費上位15か国

国	軍事費 (10億米ドル)	変化率 (%)、 2024~25年
1 米国	954	-7.5
2 中国	[336]	7.4
3 ロシア	[190]	5.9
4 ドイツ	114	24
5 インド	92.1	8.9
6 英国	89.0	-2.0
7 ウクライナ	[84.1]	20
8 サウジアラビア	[83.2]	1.4
9 フランス	68.0	1.5
10 日本	62.2	9.7
11 イスラエル	48.3	-4.9
12 イタリア	48.1	20
13 韓国	47.8	2.6
14 ポーランド	46.8	23
15 スペイン	40.2	50
15か国小計	2 304	..
世界合計	2 887	2.9

.. = データが入手不可能または該当なし、

[] = 推定値

注: 軍事費の単位は、現在（2025年）の価格と為替レートに基づく10億米ドル。変化率は2024年の不変米ドルを基準とした実質値。

2025年も最も軍事負担率の大きな国のままである。ロシアの2025年の軍事負担率は7.5%である。

2025年6月、NATO加盟国は、2035年までに達成されるべき、対GDP比5%という新たな軍事費目標に合意した。これは2014年に合意された2.0%という以前の基準を大幅に引き上げたものである。2025年9月、アントニオ・グテーレス国連事務総長は、持続可能な開発のために軍事費の再調整を呼びかける「私たちが必要とする安全保障」と題した報告書を発表した。●



6. 武器生産と 軍事サービス

SIPRI トップ100

世界の武器生産および軍事サービス企業の上位100社（SIPRI トップ100）の2024年における武器売上高（利用可能な最新年）は、6,790億米ドルに達した。これは2023年と比べて5.9%の増加である。この増加は、世界的な安全保障上の懸念の高まり、継続する武力紛争、そして各国の国防予算の拡大を背景として、軍事装備や軍事サービスへの需要が増加したことを反映している。2024年には、トップ100企業のうち77社が武器売上高を増加させ、そのうち42社は二桁以上の伸び率を記録した。こうした需要が今後も継続すると見込まれること、また各企業が多くの受注残を抱えていることを踏まえると、世界全体の武器売上高は今後数年間にわたり、さらに増加する可能性が高い。

米国は引き続き上位を占めており、2024年のトップ100には39社がランクインした。これら企業の武器売上高の合計は3,340億米ドルで、2023年より3.8%増加した。中国は8社がランクインし、第2位となった。これら企業の武器売上高の合計は883億米ドルであったが、2023年と比較すると10%減少した。一方、ロシアについては利用可能なデータが限られていたため、2024年のトップ100には2社のみが含まれた。しかし、これら2社の武器売上高の合計は312億米ドルとなり、2023年比で23%増加した。

サプライチェーンの武器化

高度な武器システムに対する需要の増大に対応するための産業能力は、その需要を生み出している地政学的緊張そのものによって制約を受けている。グローバル化は、複雑な国際的サプライチェーンの形成と、重要な原材料や部品をより低コストで調達できる環境をもたらした。一

2024年における武器売上高 に基づく世界の武器生産・軍事 サービス企業上位10社

企業	国	武器 売上高 (百万米ドル)
1 ロッキード・マーティン	米国	64 650
2 RTX(レイセオン)	米国	43 600
3 ノースロップ・グラマン	米国	37 850
4 BAE システムズ	英国	33 790
5 ジェネラル・ダイナミクス	米国	33 630
6 ボーイング	米国	30 550
7 ロステック	ロシア	27 120
8 AVIC (中国航空工業集団)	中国	20320
9 CETC (中国電子科技集団)	中国	18 920
10 L3ハリス・テクノロジーズ	米国	16 210

注: 武器売上高は、2024年の価格と為替レートを基準とした百万米ドル単位で表示。
「国」とは、企業の所有権と経営組織が所在する国、すなわち企業の本社所在地を指す。

方で、供給源が特定の地域や国に集中したグローバル・サプライチェーンは、コスト効率を最大化できる反面、供給が途絶した場合の「ボトルネック（チョークポイント）」という脆弱性も生み出す。例えば2020年以降、中国は重要鉱物・重要資源の輸出規制を段階的に強化しており、世界有数の軍事企業のいくつかは、こうした輸出制限を自社の事業運営に対する重大なリスクとして挙げている。

こうした現状を受け、各国政府や企業は、現在の供給源への依存を減らすため、調達先の多様化を進めている。具体的には、サプライチェーンを再構築し、供給の強靭性を高めるとともに、リスクを低減し、政治的・経済的に近い同盟国や友好国との連携を重視する戦略が採られている。しかし、より高い自給自足を目指すことは長期的な取り組みであり、規模の経済を十分に活用できなくなる。その結果、武器の製造コストは上昇し、各国の軍事調達予算が持つ実質的な購買力は低下することになる。●



7. 国際的な 武器移転

2021~25年の5年間における主要兵器の国際的な移転量は、冷戦終結以降で最大となり、2016~20年と比較して9.2%増加した。主要兵器に対する需要は増加傾向にあることを示す強い兆候がみられ、今後数年間にわたり、世界の主要兵器移転量はさらに増加する可能性が高い。

紛争・緊張と武器移転

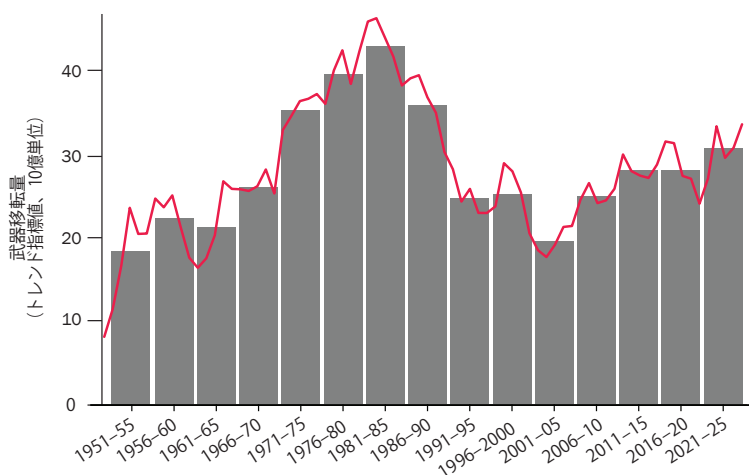
武力紛争および地政学的緊張は、多くの国における兵器調達的主要な原動力となっている。2021~25年に主要兵器の最大の輸入国となった国の多くは、この期間中、輸入した兵器を実際の軍事作戦に使用した。主要兵器の輸出国もまた、輸入国における需要を生み出している紛争や緊張によって、直接的または間接的な影響を受けている場合が多い。このことは、輸出国が掲げる兵器輸出政策と一見矛盾する場合であっても、兵器の供給に応じる理由の一つとなっている。

2021~25年、イスラエルは、2023年10月に開始されたガザ地区に対する大規模な軍事攻撃を起点とする多方面での戦争に関与していた。この期間を通じて、ガザ地区における多数の民間人の死者や、イスラエルによる国際法違反に対する懸念が一部の国で高まる中でも、イスラエルは主要兵器の供給国から兵器の供給を受け続けた。2021~25年におけるイスラエルへの最大の供給国は米国で、イスラエルの主要兵器輸入量の68%を占めた。これに次いだのはドイツで、31%を占めた。

主要兵器供給国

SIPRIは、66か国を2021~25年の主要兵器の供給国として特定したが、そのほとんどは小規模な供給国であった。上位25の供給国が総輸出量の98%を占め、トップ5（米国、フランス、ロシア、ドイツ、中国）で70%を占めた。米国の兵器輸出は2016~20年から2021年~25年にかけて27%増加し、世界の兵器輸出に占めるシェアは36%から42%に上昇した。今

1950~2025年における主要兵器の移転の動向



注: 棒グラフは5年ごとの期間における武器移転の年間平均量を、折れ線グラフは1950年以降の年間総量を示す。

2021~25年における主要兵器 の主な供給国と輸国

世界の輸出に 供給国 占める割合 (%)		世界の輸入に 輸入国 占める割合 (%)	
1 米国	42	1 ウクライナ	9.7
2 フランス	9.8	2 インド	8.2
3 ロシア	6.8	3 サウジアラビア	6.8
4 ドイツ	5.7	4 カタール	6.4
5 中国	5.6	5 パキスタン	4.2
6 イタリア	5.1	6 日本	3.9
7 イスラエル	4.4	7 ポーランド	3.6
8 英国	3.4	8 米国	2.9
9 韓国	3.0	9 クウェート	2.8
10 スペイン	2.3	10 オーストラリア	2.8

後の引き渡しについて確認されている計画からは、米国が今後も世界最大の兵器供給国であり続けることが強く示唆されている。このことは、一部の主要な顧客国や同盟国に、米国への依存に対する不安をもたらしている。対照的に、ロシアの兵器輸出は2016~20年から2021~25年の間に64%減少し、半分以上となった。その結果、ロシアの世界の兵器輸出に占める割合は6.8%となった。これは、1950年以降のソ連を含むロシア史上のいかなる5年間の期間と比較しても、これまででない低い水準である。現在の欧州連合（EU）加盟27カ国を合わせると、兵器輸出量は2016~20年から2021~25年にかけて36%増加した。2021~25年には、これら27カ国が世界の兵器輸出総量の28%を占めた。これは同期間における米国の輸出量の約3分の2に相当する一方、ロシアの輸出量の4倍、中国の5倍に相当する。フランスの輸出量は2016~20年から2021~25年にかけて21%増加し、世界全体の9.8%を占めた。ドイツの兵器輸出量は15%増加し、世界全体に占める割合は5.7%となった。

地域別の主要兵器の輸入

輸入 地域	世界に占める 割合 (%)、 2021~25年	輸入量の変化 (%)、 2016~20年 →2021~25年
アフリカ	4.3	-41
南北アメリカ	5.6	12
アジア・ オセアニア	31	-20
ヨーロッパ	33	210
中東	26	-13

主要兵器輸入国

SIPRIは、162か国を2021~25年の主要兵器の輸入国として特定した。上位5つの兵器輸入国はウクライナ、インド、サウジアラビア、カタール、パキスタンで、これらを合わせると同期間における総輸入量の35%を占めた。ウクライナの兵器輸入は2016~20年と比較して2021~25年には約100倍に増加し、世界最大の兵器輸入国となった。少なくとも36か国が主に援助として主要兵器を供給した。中国の兵器輸入量は2016~20年から2021~25年にかけて72%減少し、これは国内における兵器の設計・生産能力を引き続き拡大していることを反映している。欧州諸国による兵器輸入量は、2016~20年から2021~25年にかけて3倍以上（210%）に増加した。これは冷戦終結以降のいずれの時期よりも高い水準であり、欧州は1960年代以降初めて、世界最大の兵器輸入地域となった。南北アメリカ諸国による主要兵器の輸入量も増加した（+12%）一方、アフリカ（-41%）、アジア・オセアニア（-20%）、中東（-13%）では減少した。●



8.世界の核戦力

2026年の初頭において、米国、ロシア、英国、フランス、中国、インド、パキスタン、北朝鮮、イスラエルの9か国が合わせて約12,187発の核兵器を保有しており、そのうち9,745発が軍事備蓄に含まれ、潜在的に作戦利用可能と見なされている。これらの備蓄された弾頭のうち、推定4,012発が作戦部隊に配備されており、その中の半数は弾道ミサイルに搭載され、高度な作戦警戒態勢に置かれている（2,100～2,200発）。

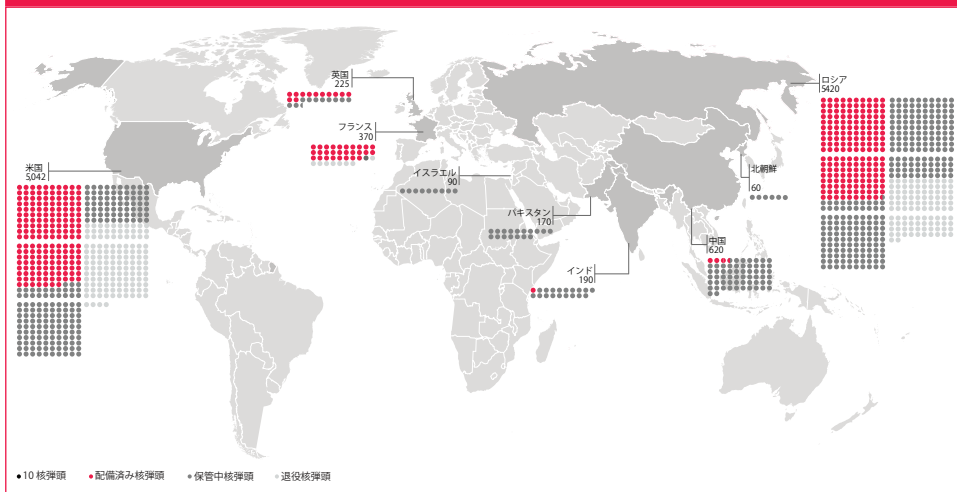
全体として、世界の核弾頭数は減少し続けているが、これはただ米国とロシアが退役した弾頭を解体しているからに過ぎない。特に、年間で解体される弾頭数は減少しているようで、退役弾頭が解体されるペースは、まもなく新しい弾頭が世界の備蓄に追加されるペースに追い越される可能性が高い。各国の核兵器庫の状態評価は、透明性の低さによって妨げられている。近年、各国は自国の核兵器についてより一層秘密主義的になってきている。これは、2010年の「新戦略兵器削減条約」（新START）のような透明性

確保のための措置を含む軍備管理協定が形骸化してきたことにも起因している。

核兵器の近代化の動向

九つの核保有国はすべて、2025年も核兵器の強化を続け、一部の国は同年中に新たな核搭載または核搭載可能な兵器システムを配備した。米国とロシアは、両国合わせて世界の全核弾頭のほぼ86%を保有しており、いずれも大規模な核戦力の近代化計画を進めている。中国もまた核戦力の大幅な近代化と増強を進めている最中であり、その保有数はこの1年間で600発から最大620発にまで増加したと推定されている。核兵器の近代化とさらなる配備は、核の段階的拡大につながりかねない潜在的リスクを高めるものである。核・通常戦力の絡み合い（核・非核通常両用の軍事能力、とりわけミサイルにおける重複の拡大）と、複数個別誘導再突入体（MIRV）の拡散が、最も不安定化を招く動きのうちの二つである。近年では、潜水艦発射型の核兵器運搬システムも拡散が進んでおり、中でもインド太平洋地域の核保有4か国においてその傾向が顕著である。

2026年1月における全世界の核兵器保有量



注: この地図で使用されている境界線は、SIPRIによるいかなる承認や支持を意味するものではない。

2025年における世界の核分裂性物質の保有量

核兵器に用いられる爆発性の物質は核分裂性物質であり、高濃縮ウラン（HEU）か分離プルトニウムのいずれかである。中国、フランス、パキスタン、ロシア、英国、米国の6か国は、自国の核兵器用にHEUとプルトニウムの両方を生産してきた。一方、インドとイスラエルが生産してきたのは主にプルトニウムである。北朝鮮は核兵器用のプルトニウムを生産してきたが、核兵器用のHEUについても生産を行っていると思われる。

民生用の原子力産業を有する国はいずれも、核分裂性物質を生産する能力を持つ。世界の核分裂性物質の保有量に関する情報は、国際核分裂性物質パネル（IPFM）が取りまとめている。

2025年における世界の保有量（単位: トン）

高濃縮ウラン	1 240
兵器に搭載済み・利用可能	1 100
兵器に直接利用できないもの	
保障措置対象外	130
保障措置・監視の対象	10
分離プルトニウム	565
兵器に搭載済み・利用可能	140
兵器に直接利用できないもの	
保障措置対象外	265
保障措置・監視の対象	160

核ドクトリンと核共有

近年、世界の戦略環境が大きく変化する中で、核保有国の核ドクトリンもこの新たな環境を反映して変化しつつあるとみられる。複数の国が自国の安全保障戦略における核兵器の役割を拡大し、核使用の敷居を引き下げている。2025年には、核共有や核協力の面で注目すべき動きがあり、例えばフランスと英国の間で新たな協力協定が結ばれたことなどが挙げられる。●

2026年1月における世界の核戦力

国	弾頭数 ^a		核兵器数 ^c
	配備済み ^b	合計	
米国	1 770	3 700	5 042
ロシア	1 796	4 400	5 420
英国	120	225	225
フランス	280	290	370
中国	34	620	620
インド	12	190	190
パキスタン	–	170	170
北朝鮮	–	60	60
イスラエル	–	90	90
合計	4 012	9 745	12 187

「–」＝皆無またはごくわずかな値。

注: 推定値はいずれも概数である。SIPRIは、新たな情報や過去の評価の見直しに基づき、世界の核戦力に関するデータを毎年改訂している。各国は、最初に確認された核実験の実施日順に並べている。ただし、イスラエルが核実験を行ったことを示す決定的な公開情報上の証拠は存在しない。

^a 「弾頭数」は、配備済みの弾頭と、何らかの準備の後に配備される可能性のある中央貯蔵の弾頭(退役弾頭は含まない)を表す。

^b 「配備済み核弾頭」は、ミサイルに搭載されているか、作戦部隊がいる基地に配置されている弾頭である

^c 「核兵器数」には、備蓄された弾頭と、解体を待つ退役弾頭が含まれる。



9. ミサイルおよび 武装無人航空機の拡散と使用

従来型および核通常両用のミサイルシステムの需要と拡散、ならびに多種多様な武装した無人航空機（UAV、いわゆるドローン）の需要と拡散が拡大している。継続する紛争や、兵器庫の補充・拡充を図る国々の存在を背景に、これらのシステムの生産および輸出は、以前とは比べ物にならないほど高いペースで進められている。誘導技術、推進技術、および搭載兵器の統合における進歩により、自爆型UAVは次第に短距離ミサイルに似た性質を帯びてきている。結果として、こうしたシステムを規制する取り組みはさらに複雑になっている。

武力紛争における使用

2025年の武力紛争では、ミサイルや武装UAVが、多種多様な攻撃任務に投入された。その中には、敵の領土奥深くにあるインフラや戦略的目標に対する長距離精密攻撃任務、防空・ミサイル防衛システムを圧倒しようとする飽和攻撃、戦場作戦の一環としてのUAV群による攻撃やFPV（一人称視点）ドローンを用いた攻撃、そして敵の領土内から展開された攻撃用UAVを用いて戦略的目標を攻撃する、軍の高官を暗殺する、などの緻密に計画された作戦などが含まれていた。

こうしたシステムの全領域にわたる武装UAVの急速な開発の進展、ならびにその手頃な価格と汎用性は、武装UAVがゲーム・チェンジャーとなるトレンドを表している。例えば、武装UAVは情報・監視・偵察（ISR）作戦を含む戦争の性質を変えつつある。UAVの急速な拡散と武力紛争におけるその使用の急増により、その対抗措置においても、並行して軍拡競争が加速している。

「クモの巣作戦」

数か月にわたりロシアへ密輸された100機以上の攻撃用ドローンを活用した「クモの巣作戦」は、2025年6月1日にウクライナがロシア深部の複数の空軍基地に対して行った協同攻撃であった。報道によると、ロシアの核搭載可能な爆撃機部隊の約3分の1を含む、計41機のロシア軍機が被害を受けた。この攻撃により、ロシアは戦略爆撃機を分散させ、軍事兵站体制を大幅に変更することを余儀なくされた。

規制メカニズム

この分野における軍備および輸出管理の枠組みはすでに遅れをとっており、弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範（HCOC）、ミサイル技術管理レジーム、およびワッセナー・アレンジメント（通常兵器および軍民両用品・関連技術の輸出管理）といった既存の枠組みは、新たに台頭している脅威の全容の一部しかカバーしていない。武装UAVを規制する専用の拘束力のある枠組みは存在せず、最近の多国間フォーラムでは、特にロシア・ウクライナ戦争という背景によって、合意形成に至っていない。

各国は、攻撃、ISR、スウォーム攻撃など複数の役割を遂行できる、より汎用性が高く自律的でAIを統合したプラットフォームへと移行しつつある。一方で、進化する脅威に対処するため、多層的な「ドローンの壁」構想や、米国の「ゴールデン・ドーム」をはじめとした国内ミサイル防衛プロジェクトへの投資も進めている。紛争地域で行われている多くの種類のミサイルや武装UAVによる作戦は、既存の武力紛争法の定める区別および比例性の原則に違反しており、完全自律型の致死性UAVシステムへの移行は、説明責任や国際人道法の遵守に関する疑問を投げかけている。●

10. 核軍縮・軍備管理・不拡散と安全保障

2025年も、世界の核秩序の悪化は続いた。主要な核保有国の間における関係の悪化と戦略的対話の欠如により、引き続き軍縮および軍備管理の進展は滞った。年末の時点で、形式のいかに問わず、中国、ロシア、米国が関与する軍備管理の枠組みをめぐる交渉が、近く開始される兆候はほとんど見られなかった。世界最大の核兵器庫を有する二国、すなわちロシアと米国の関係には部分的な雪解けが見られ、また両国間で2010年に締結された新戦略兵器削減条約（新START）の有効期限も迫っていたが、それでも交渉再開の動きにはつながらなかった。

地政学的緊張と地域紛争により、核兵器が使用されるリスクに加えて、民生用の原子力インフラへの攻撃に伴い放射性物質が制御不能な形で放出される可能性も浮き彫りになった。これらのリスクの一部が深刻であることや、核リスク低減の重要性は、多国間フォーラムにおいて広く認識されたものの、具体的な行動には結び付かなかった。

イランの核関連施設への攻撃

2025年6月、イスラエルがイランを攻撃し、続いて米国も12日間戦争のなかでイランの核施設に対するイスラエルの攻撃に加わったことで、世界の不拡散体制は深刻な打撃を受けた。これらの攻撃は、不拡散という目標の達成を掲げて行われたものであったが、複数の法律専門家や国家から国際法の明白な違反であると非難された。さらに、国際原子力機関

(IAEA) によるイランの核施設への継続的な監視の終了を招いたことで、かえってその目標自体を損なう結果となった。この戦争は、核保有国による侵略に対する非核兵器国の脆弱性を示すとともに、「予防的」な武力行使を常態化させるこ

広島・長崎への原爆投下から80年

核軍縮・不拡散・軍備管理をめぐる国際規範の継続的な浸食は、1945年の広島および長崎への原爆投下から80年という節目にも影を落とした。広島市の松井一實市長は、こうした動きをはじめとする憂慮すべき情勢について、「国際社会が過去の悲惨な歴史から得た教訓を無にする」ものであると述べた。

ともつながった。

多国間プロセス

12日間戦争とウクライナの原子力発電所への度重なる攻撃は、1968年の核不拡散条約（NPT）の2026年再検討会議に影響を及ぼす可能性が高い。こうした否定的な動きに加えて、核実験再開の可能性をめぐる懸念、2026年2月に迫る新STARTの失効、さらには主に核軍縮の停滞に起因するNPT締約国間のその他の意見対立も存在しており、同会議における議論は一層厳しいものになるとみられる。

2017年の核兵器禁止条約（TPNW）の締約国は、核抑止に強く反対する立場をとる点でも、すでに合意されたウィーン行動計画への関与を継続する点でも、結束を保った。しかし2025年末の時点でも、軍縮に向けた歩みはもとより、新たなリスク低減措置についてさえ、核保有国との間で意味のある政治的機運を築ける見通しは、依然として極めて低いままであった。●



11. 化学兵器と 安全保障の脅威

化学兵器は、1993年に締結され1997年に発効した化学兵器禁止条約（CWC）により禁止されており、2025年12月現在、93か国が締約国である。化学兵器禁止機関（OPCW）は、CWCの実施を監督するとともに、化学兵器の軍縮を検証し、化学兵器の再出現を防止するための活動を行っている。OPCWは2023年に、世界で申告されたすべての化学兵器備蓄の廃棄を完了させ、その焦点は化学兵器の再出現防止にシフトしている。

化学兵器の使用に関する疑惑と反応

CWCは最も成功した軍縮条約の一つであるが、特にシリアおよびロシアをめぐる問題を中心に、重大な課題と遵守に関する懸念に直面してきた。シリアは、2013年にCWCへ加盟し、その後化学兵器計画を申告したが、この計画は2016年までにOPCWの検証の下で廃棄されたと考えられていた。しかし、その後のOPCWによる調査により、シリアが条約を遵守しておらず、2014年以降、複数回にわたり化学兵器を使用していたことが確認された。過去10年間にわたり、OPCW加盟国はシリアに条約を遵守させようと努めてきたが、成功には至らなかった。しかし、2025年に新たなシリア政府が残存する化学兵器計画の廃棄に向けてOPCWとの完全協力を誓約したことで、シリア情勢は大きく変化した。スーダンおよびウクライナにおける化学兵器使用疑惑は、引き続き懸念を招いている。

化学兵器の管理と軍縮

OPCWは、ウクライナ紛争の影響をさまざまな形で受けている。例えば、政策決定機関における持続的な対立や、継続的なディスインフォメーション・キャンペーンの標的となっていることが挙げら

スーダンおよびウクライナにおける 化学兵器使用疑惑

2025年に実施されたOPCWの技術支援訪問により、ウクライナの戦場において、暴動鎮圧剤が存在していたことが確認された。この調査結果を受け、複数の国はロシアに対し、その事実関係について説明を求めた。また、2025年には、スーダンにおける化学兵器使用疑惑についても、条約上の説明要請手続が発動された。

れる。しかし、シリア情勢の改善を受けて、2025年には対立的なやり取りが減り、以前はもっと議論されていた問題、例えばOPCW予算についても、同意による決定が実現した。また、OPCWは、検証、国際協力・支援、CWCに関連する技術発展の監視、特に人工知能分野といった通常業務を継続した。2023年に開設されたOPCW化学・技術センターは、その技術力と研究所の機能を活用し、OPCWの活動を支える重要な役割を果たしている。

2025年11月、OPCW加盟国は、スイスのサブリーナ・ダラフィオール大使を次期OPCW事務局長に任命した。同氏は2026年7月に就任する予定である。 ●

12. 生物兵器と 健康安全保障上の脅威

生物兵器は、細菌、ウイルス、または毒素を散布する手段を通じて危害を加える目的で用いられるもので、国際法により禁止されている。生物兵器の使用を禁止する主な法的枠組みは、1972年の生物兵器禁止条約（BWC）である。BWCは普遍化に向けて進展しており、2025年にコモロとキリバスが条約に加入したことにより、締約国数は190か国に増加した。

生物兵器体制のより広範な枠組みには、戦争における化学兵器と生物兵器の使用を禁止する1925年のジュネーブ議定書が含まれ、オーストラリア・グループのような輸出管理体制、国連事務総長の化学兵器と生物兵器の使用疑惑に関する調査メカニズム、国連安全保障理事会決議1540など、多様な措置が拡大している。これらの広範囲な措置は、生物兵器の禁止と防止の側面を強化する役割を担っている。

生物兵器の軍縮と拡散防止

2025年は、生物兵器禁止の歴史において、二つの重要な節目の年となった。1925年ジュネーブ議定書の100周年と、BWC発効の50周年である。これらの節目は、生物兵器に対する規範の強固さを改めて示す一方で、その規範を効果的な制度的能力へと結び付けることの難しさも浮き彫りにした。

BWCの強化に関する作業部会の2025年の会合は、概念的な議論から具体的な条文の起草へと移行したことが特徴的であったが、年末の手続き上の停滞により、最終的な実質的報告書の正式な採択は見送られた。同様に、2025年のBWC締約国会議も、大部分は手続き上の行き詰まりと、実質的な成果について合意に至れなかったことによって特徴づけられた。国連総会第一委員会では、米国が、BWCの履行および監視を強化するため、米国主

グローバル安全保障の動向

2025年は、感染症の脅威、パンデミックへの備え、および国際的な保健ガバナンスが、透明性、信頼、および地政学的な競争の諸問題と交錯した年となった。米国は世界保健機関（WHO）から脱退し、新たなパンデミック協定がWHO加盟国によって採択された。また、WHOの諮問グループは、COVID-19の起源に関する調査は依然として決定的ではないという結論を下した。

導の人工知能（AI）検証イニシアチブへの各国の参加を呼びかけた。

技術の進歩とリスク

AI、合成生物学、および実験室自動化の進歩は、生命科学の規模、速度、およびアクセスのしやすさを拡大させ、その有益な可能性と不安定化をもたらす可能性の双方を増大させている。こうした技術の進展は、まったく異なる技術時代を想定して設計されたガバナンス体制に対して、新たな要求を突きつけている。軍備管理およびバイオセキュリティの枠組みにおける課題は、ますます複雑化する科学の生態系全体において、制度の適応、履行、および信頼構築を進めることにある。●



13. 通常兵器の軍備管理と 非人道的兵器の規制

非人道的兵器を規制する主要な多国間条約は、1981年の「特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）」である。これに加え、対人地雷およびクラスター弾についても、それぞれ個別の条約が別途存在する。他方、人道上の懸念を引き起こすその他のカテゴリーの通常兵器は、これらとは異なる法的・政治的プロセスによって扱われている。

クラスター弾に関する条約および対人地雷禁止条約からの脱退

2025年における特筆すべき動向として、2008年の「クラスター弾に関する条約（CCM）」および1997年の「対人地雷禁止条約」からの前例のない脱退が挙げられる。まず、リトアニアのCCM脱退は2025年3月6日に発効し、同国は人道的軍備管理条約から脱退した史上初の国家となった。この動きに追随する形で、エストニア、フィンランド、ラトビア、リトアニア、ポーランドの欧州5か国は、ロシア・ウクライナ戦争に関連する安全保障上の懸念を理由に、対人地雷禁止条約からの脱退意向を相次いで表明した。具体的には、エストニア、ラトビア、リトアニアの脱退通告が2025年12月27日に発効したのに続き、ポーランドが2026年1月10日、フィンランドが2026年2月20日にそれぞれ脱退を発効させている。

人口密集地における爆発性兵器（EWIPA）の使用

人口密集地における爆発性兵器（EWIPA）の使用も、2025年の主要な武力紛争において依然として広範に見られ、とりわけガザ、スーダン、ウクライナにおいて甚大な被害をもたらした。この問題については、EWIPAの使用による人道的影響への対処を目的とした2022年の政治宣言が、すでに90か国の支持を得ている。加

2025年における非人道的通常兵器の使用状況

兵器カテゴリー	使用国
対人地雷	カンボジア ^a 、イラン、北朝鮮、ミャンマー、ロシア、ウクライナ ^a
クラスター弾	ミャンマー、イラン ^a 、ロシア、タイ ^a 、ウクライナ
EWIPA	ガザ、スーダン、ウクライナにおける主要な武力紛争を含め、広範に使用が確認された
焼夷兵器	ロシア、南スーダン、ウクライナ

EWIPA＝人口密集地における爆発性兵器

^a 使用疑惑

えて、2025年に開催された第2回追加会議においても、政治的な約束を具体的な軍事的・人道的行動へと転換していくという集団的な決意が改めて確認された。

人道上の要請と軍事的必要性の間の緊張

以上の動向が示すとおり、多国間の通常兵器軍縮・軍備管理におけるこれまでの成果を維持・強化し、兵器がもたらす人的損失を軽減するための規範を普及させようとする努力は、明らかに大きな圧力にさらされている。すなわち、多くの国々が、軍備管理よりも政治・軍事上の優位性の追求をより重視するという傾向を強めているのである。この背景には、戦略的競争の激化に伴い、軍備管理上の制約や透明性措置への合意が敵対国に有利に働きかねないとの認識が各国の間で広がり、結果として合意形成そのものへの消極姿勢が強まっているという事情がある。したがって、武力紛争下で市民がより高いリスクにさらされ、かつ国際法そのものがより広範な脅威にさらされている現在、人命と尊厳を守るために設計されたこれらの枠組みは、一段と深刻な圧力に直面していると結論づけられる。●



14. 人工知能と 国際平和・安全保障

人工知能（AI）の進歩は莫大な利益をもたらす可能性がある一方で、国際平和と安全保障に対する新たな脅威を生み出す、あるいは既存の脅威を悪化させる恐れもある。近年多くの国々は、民生用および軍事用AIの両方に由来するこうした複雑なリスクを管理する必要性をますます認識し、新たなフォーラムやイニシアチブの設立を通じて対応を進めてきた。2025年にも、これらのフォーラムやイニシアチブに関連する議論や取り組みが継続された。

軍事AI

過去10年間、軍事分野でのAI利用に関する国際的な政策議論は、主に自律型兵器システム（AWS）に焦点を当ててきた。AWSは、いったん作動すると人間の介入なしに目標を選択・攻撃できる兵器システムとして一般に定義される。しかし2023年以降、議論は標的設定、作戦計画、情報分析といった他の軍事AI応用分野にも広がっている。2025年の主要な武力紛争（特にガザやウクライナ）におけるAIの使用事例の報告は、政策決定者に対し、いわゆる「AI意思決定支援システム」へ格別の関心を寄せるよう促すこととなった。

AWSに関する議論は、歴史的に主にジュネーブの1981年特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW条約）の枠組みの下で行われてきたが、2025年には国連総会がニューヨークで独自の議論の場を設けた。さらに、国連のアントニオ・グテーレス事務総長は、軍事領域におけるAIに関する自身初となる報告書を公表し、国連総会は軍事AIが平和と安全保障に及ぼす影響について2026年に非公式な意見交換の場を招集することに合意した。CCW条約の政府専門家会合（GGE）に与えら

2025年に採択された主要なAIガバナンス文書

汎用AIの行動規範: 7月、欧州連合（EU）が採択。

EUのAI戦略文書: 4月に「AI大陸戦略（The AI Continent Strategy）」、10月に「Apply AI戦略（Apply AI Strategy）」が発表された。

中国のグローバルAIガバナンス行動計画: 7月、世界人工知能大会（WAIC）で発表された、AIの安全基準や技術規範に関する国際協力を推進するための13項目のロードマップ。

米国のAI行動計画: 7月に発表された連邦政府によるAI研究の国家的優先事項や、重要インフラおよびヘルスケア分野におけるセクター別の安全基準の概要。

れた3年間の任期は2026年に終了するため、AWSの規制に関する次のステップ（特に、各国が新たなガバナンス文書の枠組みや内容について公式な交渉を開始できるかどうか）について合意を形成する必要がある。

民生AI

民生分野でのAIが平和と安全保障に及ぼす影響を理解するための取り組みもまた、年間を通じて進展を続けた。具体的な動きとしては、国連加盟国による「AIに関する独立国際科学パネル」の設置への合意、多様な利害関係者が参加する「AIガバナンスに関するグローバル・ダイアログ」の創設、そしてパリでの「AIアクション・サミット」の開催などが挙げられる。さらに、欧州連合（EU）や、AI開発を主導するいくつかの国（中国や米国を含む）は、主に2023年から2024年にかけて策定した基本法や自主的なAI原則の段階から移行し、正式で執行力のあるガバナンスプロセスの採択・法制化や、新たな詳細なコンプライアンスガイドラインおよび指令の導入を進めた。●



15. サイバーおよび デジタル技術: 動向、事案およびガバナンス

サイバー空間と、それが地政学に及ぼす影響は絶えず変化している。国家によるサイバー活動と犯罪主体によるサイバー活動との境界は、引き続き曖昧になりつつある。サイバー作戦は、運動戦（キネティックな軍事行動）と並行して、複数の武力紛争において実施されている。ランサムウェア攻撃は、公的・民間部門のデータ、重要インフラおよび政治活動に対し、かつてない規模で影響を及ぼしている。さらに、人工知能（AI）はサイバーセキュリティを規定する主要な要素となっており、攻撃側に対しては脆弱性の発見、攻撃の実施および検知回避を可能にする一方、防御側にはネットワーク監視、異常検知および迅速な対応能力を新たにもたらしている。こうした状況を背景として、現在進行中の複数の外交プロセスは、新たなガバナンスの枠組みや制度の構築、地域協力の強化、さらには個別のサイバー脅威への対応を目的として進められている。

サイバー動向

技術革新の加速と地政学的不安定性が進行する中、2025年におけるサイバー能力の発展は、進歩を促進する要因であると同時に、新たな脆弱性の源ともなった。この年を通じて、サイバー作戦は現代の紛争に不可欠な構成要素として、さらに進化を続けた。代表的な事例としては、ロシアとウクライナが広範かつ継続的なサイバー作戦を展開したこと、2025年5月に異例の深刻な軍事危機が発生した際、インドとパキスタンが初めて武力紛争にサイバー作戦を公然と組み込んだこと、さらにイランとイスラエルが対立の過程で連携したデジタル報復を実施したことが挙げられる。

現に紛争が発生している地域以外で

も、高度なサイバー・スパイ活動が2025年を通じて確認され、敵対主体が将来的な紛争に備えて事前配置（ブレポジョニング）を進めるとともに、機微な情報の収集を行っている可能性が示された。また、サイバー犯罪も規模・高度化の両面で進展し、ランサムウェアをはじめとする攻撃はサプライチェーンの脆弱性を悪用して経済的損失を拡大させたほか、組織化・専門化された詐欺集団の急速な台頭も顕著となった。

サイバー・ガバナンス

2025年は、グローバルなサイバー・ガバナンスにとっても重要な転換点となった。国連オープン・エンド作業部会は、その任務を完了するとともに、サイバー空間における責任ある国家行動を推進するための恒久的な「グローバル・メカニズム」を設立した。しかし、この分野における国際法の適用可能性をめぐる各国間の根本的な見解の相違は、依然として解消されていない。また、サイバー侵入能力およびランサムウェアへの対応を目的とした各種イニシアティブも引き続き進展した。さらに、国連サイバー犯罪防止条約は、安全保障と人権との均衡をめぐる議論が続く中、2025年10月に署名のために開放された。

2025年のもう一つの注目すべき動向として、サイバー攻撃の実行主体とされる者を名指しした帰属に関する公式声明を公表する国家が増加したことが挙げられる。また、国家および地域機構は、自国のサイバー空間における行動に対して国際法がどのように適用されるかについての法的解釈を公表する動きを強めており、より安定的で安全かつ予測可能なサイバー環境の構築を目指している。2025年には、コロンビア、韓国およびタイがそれぞれ自国の立場を公表し、これまでに同様の立場を表明した国家は35か国となった。また、アフリカ連合（AU）および欧州連合（EU）も、それぞれ独自の立場を公表している。 ●



16. 宇宙安全保障 ガバナンス

過去10年間で、経済的・科学的・軍事的な目的から宇宙活動を行う国の数は大幅に増加し、国家および地域レベルの宇宙政策を採用する国も増えている。宇宙時代の黎明期から、宇宙は軍事目的にも利用されてきた。しかし、現在の地政学的緊張や宇宙活動をめぐる競争の激化により、宇宙システムに対する脅威が高まりつつある。民間の宇宙活動が並行して拡大し、社会全体が宇宙システムへの依存を深める中で、「対宇宙」能力への関心が高まっていることは、特に懸念される。

軍事目的のための宇宙利用

2025年、複数の国家が新たな軍事宇宙能力の追求を加速させた。自国の宇宙能力確保を追求するこの潮流は、宇宙安全保障を優先する中国、米国、そして欧州の新たな国家・地域政策と軌を一にするものであった。米国の政策変更には、宇宙配備型迎撃ミサイルへの投資計画、「宇宙戦争」に関する政策、そして「米国の宇宙優位性の確保」に向けた措置が含まれた。また、中国が2025年に発表した軍備管理・軍縮・不拡散に関する白書においても、宇宙が重要なテーマとして取り上げられた。フランス、ドイツ、英国は対宇宙能力への投資を盛り込んだ新たな国家戦略をそれぞれ策定し、EUは宇宙への独自アクセスの確保と欧州産業の拡大を目的とした新法案（EU宇宙法草案）を提案した。こうした欧州独自の宇宙能力の発展は、大西洋横断的な関係における不確実性の高まりと、ロシアからの脅威認識によって後押しされている。

宇宙安全保障に関する多国間協議

宇宙ガバナンスをめぐる多国間協議は数十年にわたって続けられてきたが、進展は遅々としている。国連における宇宙安

米国のゴールデン・ドーム

2025年、米国は宇宙配備型迎撃ミサイルを含む多層構造の新たなミサイル防衛システム「ゴールデン・ドーム」の計画を発表した。2025年に公表された総費用の試算は、ホワイトハウスによる1,750億ドルから独立機関による5,000億ドル超まで幅があった。この構想は技術的に多大な障壁を克服する必要があり、飛来するミサイルに対する信頼性の高い防衛手段とはなり得ないにも関わらず、戦略的安定性を損ない新たな宇宙軍拡競争を引き起こしかねないという懸念がある。

全保障協議も2025年は停滞した。4月に開する国連オープン・エンド作業部会の第1回会議はあらゆる側面において手続き上の議論に終始したが、7月の第2回会議では実質的な協議へと移行した。国連総会第一委員会では緊張が高まり、米国とイスラエルが宇宙に関する国連の基本的決議、とりわけPAROSに関する年次決議に反対した。

それでもなお、中国や欧州諸国をはじめとする主要アクター間の対話を通じて、宇宙におけるリスクを最小化する機会は存在する。中国は2025年の白書を通じて多国間の宇宙安全保障ガバナンスへの関与に前向きな姿勢を示しており、欧州、中国およびその他の国家が宇宙安全保障における特定の用語や概念について共通理解を築くための道筋はいくつか存在する。こうした取り組みは、宇宙領域における誤認・誤解・誤算のリスク低減に資するものとなり得る。●



17. 軍民両用技術および 武器貿易の管理

軍事用品およびデュアルユース品（軍民両用物資）の貿易管理に関して合意された基準を確立・促進することを目的とする、世界的、複数国間、地域的な各種制度は、2025年を通して、地政学的緊張、新たなもしくは継続した武力紛争、主要技術分野の急速な進展により、大きな圧力にさらされた。各国は物品移転に対する新たな管理措置を設け、また特定の仕向地への移転を制限する際に、一方的な行動や代替的な枠組みを通じた対応を強めている。しかし、既存制度を解体しようとする顕著な動きは見られず、多くの国が依然としてそれらの制度を重視していることが示されている。

武器貿易条約（ATT）

2013年に発効した武器貿易条約（ATT）の締結国の数は少しずつ増え続けているが、主要な武器供給国と受領国は依然として加盟していない。加えて、初回報告書や年次報告書の提出数にも大きな欠落が見られる。2025年の間ATTは、より議論を生む困難な議論のフォーラムであり続けた。このような議論にはイスラエルへの武器移転や、それらがスーダンの紛争当事者の手にまですわっていることも含まれている。国家はまた、締結国はATTの進捗と、合意された2027年度までに条約の五か年計画を精密化するための委任の再活性化についての方法を模索した。

複数国間の武器禁輸措置

2025年時点で、国連による禁輸措置は14件、欧州連合（EU）による禁輸措置は22件存在した。新たな複数国間の武器禁輸措置は課されなかったが、2023年から一時停止されていた国連によるイランへの禁輸措置は再び課された。特定の国家における国連による禁輸措置の回避への意

2025年時点で効力のある国連および EUの武器禁輸措置

国連（禁輸措置14件）

・アフガニスタン（NGF、タリバン）・中央
アフリカ共和国（一部、NGF）・コンゴ民主
共和国（NGF）・ハイチ（NGF）・イラン
・イラク（NGF）・ISIL（ダーイシュ）、アル
カイダおよび関連個人・団体（NGF）
・北朝鮮・レバノン（NGF）・リビア（一
部、NGF）・ソマリア（NGF）・南スーダン
（一部、NGF）・スーダン（ダルフル、一
部）・イエメン（NGF）

欧州連合（禁輸措置22件）

国連禁輸措置の実施（11件）：

・アフガニスタン（NGF、タリバン）・中央
アフリカ共和国（一部、NGF）・コンゴ民主
共和国（一部、NGF）・ハイチ（NGF）・イ
ラク（NGF）・ISIL（ダーイシュ）、アルカ
イダおよび関連個人・団体（NGF）・北朝鮮
・レバノン（NGF）・リビア（一部、NGF）
・ソマリア（NGF）・イエメン（NGF）

EUの武器禁輸措置で、国連の対応措置より
範囲が広いもの（3件）：

・イラン・南スーダン・スーダン

国連に対応がない禁輸措置（8件）：

・ベラルーシ・中国・エジプト・ミャンマー
・ロシア・シリア・ベネズエラ・ジンバブエ

ISIL＝イスラム国

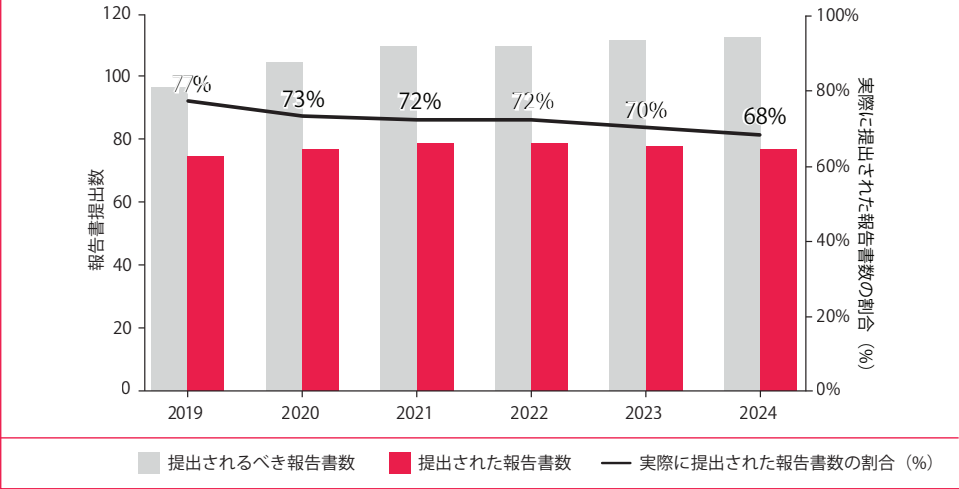
NGF＝non-governmental forces

一部＝一定の条件を満たす場合に対象国政
府への武器移転を認めることがある。

欲は、2025年の間その効果を弱め続けた。例えば、リビアとイエメンの禁輸対象地域への武器移転や、北朝鮮からロシアへの禁止されている輸出の明確な証拠があった。EUはロシアとベラルーシの禁輸措置を拡大し、経路の迂回を封じようとしている。しかしながら、西側諸国のロシアに対する武器の禁輸措置の提携への努力は、2025年における米国の政治方針の変化により協調がみられなくなった。



2019年～24年における年次報告書を提出した武器貿易条約締約国の数



輸出管理レジーム

ロシア・ウクライナ戦争の影響は、複数国間の輸出管理レジームの活動にも及んでいる。これには、オーストラリア・グループ（化学・生物兵器関連）、ミサイル技術管理レジーム、原子力供給国グループ、ワッセナー・アレンジメント（WA、通常兵器および軍民両用品・関連技術の輸出管理）が含まれる。これらの挑戦に関わらず、輸出禁止レジームは、依然として規制リストに段階的な更新を加え、技術的な議論を進めていくことができた。ロシアの拒否権によりWAがいくつかの規制リストの追加について合意を形成することは不可能であり、それによってますます多くの国やEUが、WAで提案・議論されてきた品目に対する規制を採用することとなった。

EUの管理措置

2025年、EUは軍事用品およびデュアル
ユース品の輸出、仲介、通過、積替えに
関する共通の法的枠組みを強化するた
めの措置を講じた。EUは、武器輸出に
関するEUの共通立場の見直しと、EU内
での軍
事用品の共同生産や、ウクライナへの武

器移転の促進を目的としたリスク評価に関する共通立場の文言の強化に際した修正の承認を完了させた。加えて欧州委員会は、EU域内の軍事用品移転の規制に関するシステムの修正と、共同生産の促進を試みた。しかしながら、それらの提案のいくつかは自国の輸出規制政策の監督権限の喪失を懸念するEU加盟国の抵抗にあった。●

アネックス

2026年1月1日時点で効力のある軍備管理および軍縮条約

- 1925 窒素ガス、毒ガスその他のガスの戦争における使用及び細菌学的戦法の禁止に関する議定書（1925年 ジュネーブ議定書）
- 1925 集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約（ジェノサイド条約）
- 1949 戦時における文民の保護に関する1949年8月12日のジュネーブ条約（第4条約）；及び1977年ジュネーブ諸条約に追加される国際的武力紛争および非国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する第1・2追加議定書
- 1959 南極条約
- 1963 大気圏内、宇宙空間及び水中における核兵器実験を禁止する条約（部分的核実験禁止条約、PTBT）
- 1967 月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約（宇宙条約）
- 1967 ラテンアメリカ及びカリブにおける核兵器の禁止に関する条約（トラテロルコ条約）
- 1968 ラテンアメリカ及びカリブにおける核兵器の禁止に関する条約（トラテロルコ条約）
- 1971 核兵器および他の大量破壊兵器の海底における設置の禁止に関する条約（海底非核化条約）
- 1972 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び備蓄の禁止並びにそれらの破壊に関する条約（生物・毒素兵器条約、BWC）
- 1974 地下核実験制限条約（TTBT）
- 1976 平和目的地下核爆発制限条約（米ソ平和目的核爆発条約、PNET）
- 1977 環境改変技術の軍事的使用その他の敵対的使用の禁止に関する条約（Enmod条約）
- 1980 核物質の防護に関する条約
- 1981 過度に障害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約（特定通常兵器使用禁止制限条約、CWC条約あるいは「非人道的兵器」条約）
- 1985 南太平洋非核地帯条約（ラロトンガ条約）
- 1990 欧州通常戦力条約（CFE条約）
- 1992 オープンスカイ（空中査察）条約
- 1993 化学兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約（化学兵器禁止条約、CWC）
- 1995 東南アジア非核兵器地帯条約（バンコク条約）
- 1996 アフリカ非核兵器地帯条約（ペリンダバ条約）
- 1996 ユーゴスラビア（セルビア・モンテネグロ）、ボスニア・ヘルツェゴビナ、及びクロアチアにおける準地域的武器管理に関する合意
- 1997 銃器、弾薬、爆薬およびその他関連物質の不法製造及び密輸を防止する南北アメリカ条約（CIFTA）
- 1997 対人地雷の使用、貯蔵、生産及び委譲の禁止並びに廃棄に関する条約（対人地雷禁止条約）
- 1999 通常兵器入手の透明性に関する南北アメリカ条約
- 2001 南部アフリカ開発共同体（SADC）地域における銃器、弾薬及びその他の関連物資の規制に関する議定書
- 2004 アフリカ大湖沼及びアフリカの角地域における小型武器及び軽兵器の防止、規制及び削減のためのナイロビ議定書
- 2006 ECOWAS小型武器条約
- 2006 中央アジア非核兵器地帯条約（セミパラチンスク条約）
- 2008 クラスタ弾に関する条約
- 2010 新戦略兵器削減条約（新START）
- 2010 小型武器・軽火器の規制に関する中央アフリカ条約（キンシャサ条約）
- 2011 信頼安全保障醸成措置に関するウィーン文書2011
- 2013 武器貿易条約（ATT）
- 2017 核兵器禁止条約（TPNW）



2026年1月1日時点で失効したまたは発効していない条約

- 1996 包括的核実験禁止条約（CTBT）
- 1999 CFE条約適化合意

安全保障協力機構の動向

2025年の動向は以下の通りである。

モルディブが国際原子力機関（IAEA）に加盟。インドネシアとサウジアラビアがBRICSに加盟。アルメニア、シリア、ウズベキスタンが対ダーイシュ・グローバル有志連合に加盟。アフリカ連合では、軍事クーデターの結果として7か国の加盟国が参加を停止された。東ティモールが東南アジア諸国連合（ASEAN）に加盟。ブルキナファソ、マリ、ニジェールが西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）に加盟。ナイジェリアが拡散に対する安全保障構想（PSI）に加盟。●

2025年の主な出来事

- | | |
|-----------|--|
| 1月20日 | 米国が世界保健機関（WHO）からの脱退手続きを開始。 |
| 2月18日 | ロシアと米国が一部の国交を正常化することに同意。 |
| 3月18日 | イスラエルが1月に合意された停戦協定を破り、ガザにて大規模攻撃を実施。 |
| 4月11～14日 | スーダンの国内避難民向けキャンプへの攻撃にり、1,500人以上の民間人が殺害される。 |
| 5月7～10日 | インドとパキスタンが国境を挟んで激しく砲火を交える。 |
| 6月13～24日 | イラン・イスラエル間で12日間戦争が発生。6月22日に行われた米国によるイランの核施設三か所への攻撃を含む。 |
| 7月24～28日 | 7月28日の停戦までカンボジア・タイ間の武力衝突が発生。 |
| 8月22日 | ガザ市で飢餓が初確認される。 |
| 9月2日 | 米国がベネズエラ領海内及びその近海にて、小型の民間船舶に対し、一連の致命的な攻撃の第一弾を実施。 |
| 10月10日 | 米国が支援する和平案の一環としてガザ紛争における停戦が合意されるが、多数の攻撃が継続される。 |
| 11月22～23日 | 新たな重要鉱物に関する枠組みを含むアフリカの優先事項を重視する、アフリカで初のG20の首脳会合が開かれる。 |
| 12月1日 | 核の指揮・統制・通信システムにおける人工知能の危険性について、国連で初の公式文書が合意される。 |



SIPRIデータベース

SIPRI軍事費データベース

1949年以降の各国の年間軍事費を集計し、現地通貨建て（名目）・米ドル建て（名目）・米ドル建て（実質/為替レート）・国内総生産に占める割合で比較できる。

SIPRI軍需産業データベース

2002年以降世界で最も武器販売額が大きい100社の総収入と、武器販売および軍事サービスによる収入に関する年次データを収録。2015年以降は中国企業のデータも収録。

SIPRI武器移転データベース

1950年以降の主要な通常兵器の国際的な移転・移譲を網羅。国際的な武器移転に関する情報源として、最も包括的に公開されている。

SIPRI武器禁輸措置データベース

欧州連合や国連などの国際機関や国家グループによって実施されたすべての武器禁輸措置の情報を提供。現在施行されているもの、または1998年以降に施行されたものをすべて収録。

SIPRI国別報告書データベース

公開されている武器輸出に関する国別報告書へのリンクを提供。新たに公開された武器輸出に関する国別報告書へのリンクも随時更新。

SIPRI 多国間平和活動データベース

2000年以降に実施された国連およびその他の機関・団体の平和活動について、場所・配置展開・活動日・任務（マンデート）・参加国・人員・予算・死者数などの情報を提供。

SIPRI データベースは、SIPRI ウェブサイトからアクセス可能である。●



SIPRI 年鑑 2026 の注文方法

SIPRI Yearbook 2026 : Armaments, Disarmament and International Security

オックスフォード大学出版会が紙媒体とオンラインで発行している。

ISBN 978-0-19-792320-7

詳しい情報はこのWebページから入手可能である。 www.sipriyearbook.org



**STOCKHOLM INTERNATIONAL
PEACE RESEARCH INSTITUTE**

Signalistgatan 9

SE-169 72 Solna, Sweden

Telephone: +46 8 655 97 00

Email: sipri@sipri.org

Internet: www.sipri.org



SIPRI 年鑑 2026

軍備の増強、軍備縮小と国際安全保障

SIPRI 年鑑は、安全保障と紛争、軍事支出と軍備、ならびに核不拡散、軍備管理および軍縮の分野に関する、権威ある独立したデータと分析を提供する資料です。

本冊子は、2025年の動向を網羅した「SIPRI年鑑」を日本語で要約したもので、以下の内容を収録しています。

–武力紛争と紛争管理: 世界および地域における武力紛争と和平プロセスの展開概要

–軍事費、国際武器移転および兵器生産の動向: とりわけ、世界の安全保障環境が著しく悪化したことによる影響

–ミサイルおよび無人航空機の拡散: 武力紛争においてその運用が拡大している状況に焦点を当てる

–世界の核戦力: 九つの核保有国における核戦力の近代化の動向を強調

–核軍備管理: 中国、ロシアおよび米国の間で行われた対話や多国間枠組みにおける協議に加え、12日間戦争の期間中にイランの核・軍事インフラに対して実施された一連の大規模軍事攻撃を取り上げる

–化学・生物学的安全保障上の脅威: 化学・生物兵器使用疑惑の調査、ならびに化学・生物戦に対抗する国際的な法的枠組みの発展を含む

–通常兵器の軍備管理と非人道的兵器の規制: クラスター弾、人口密集地での爆発兵器、地雷、小型武器および軽兵器を取り上げる

–人工知能、サイバー空間および宇宙安全保障の国際的ガバナンス: 自律型兵器システムに焦点を当てる

–武器貿易条約、多国間武器禁輸、輸出管理レジーム、欧州連合の法的枠組みにおける規制の見直しプロセスを含むデュアルユースと武器貿易の規制

武器管理・軍縮協定、国際安全保障協力機関の動き、2025年の主要イベントを一覧にしたアネックス（付属書）も収録しています。